

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

も：く：じ

巻頭辞

植木 日出男 p 2 ~

教職員の労働時間と部活動

——部活動にかかわる実態調査 「いじめ自死」した名古屋市A中学校の実態から——

中村 茂喜 p 4 ~

相模原障がい者施設殺害事件から見えるもの 櫻井 善行

p14 ~

読書紹介 飯島裕子『ルポ 貧困女子』

杉山 直

p18 ~

愛知労問研 190 号を読んで

台松 三助

p20 ~

団体会員の紹介⑤ 建交労愛知県本部

p21 ~

最近の連合の動向と野党共闘

編集部

p22 ~

労働情報この2ヶ月 9 / 1 ~ 10 / 31

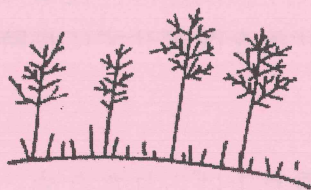
編集部

p24 ~

研究所だより

編集部

p28 ~



● 第191号

© 2016年11月15日

愛知労働問題研究所

巻 頭 辞

植木 日出男

「電通」で入社1年目の女性の労働者が、昨年12月に社宅から投身自殺し、三田労働基準監督署が9月に労災認定したことが多くの波紋を投げています。長時間、過密労働が大きな原因でした。

新入社員だった女性が過労自死したことを受け、電通は10月24日から原則、深夜勤務を認めないこととし、夜10時に本社のビルを一斉消灯することを開始しました。また、NHKによると残業時間の上限を11月以降、月70時間から65時間に引き下げるとしています。

しかし、これで再発防止ができるのでしょうか。「電通」では、この25年間で少なくとも3名が過労死しています。今まで、再発防止をする機会は何度もあったのに改善出来ていなかったのです。私には、今回も社会的な批判を避けるためのパフォーマンスに終わるのではないかと危惧しています。

実際、過労死した女性の労働者に対して、電通の労使協定が認めていない月70時間の時間外労働を死守させるため、上司から「業務を改善したら月70時間で収まる。お前が悪い」と、長時間労働は自己責任として責められ、労働時間の集計表を過小申告させて、69.9時間と書いていたといわれています。

大企業に勤めていた私には、その状況が理解できるのです。大企業では毎年予算を決めるとして、人員・残業を決めています。その内容は、個人別に細かく仕事を表にして、無駄を徹底的に除いて議論しています。その上で、厳しい時間設定がされるのです。

人は機械ではありません。この数値を参考値ではなく、実際に適用されると無理が出てきてサービス残業に流れるのです。しかも上司は予算を守るため、女性の労働者に対して言ったような言葉が出てくるのです。問題は、仕事に対する人員予算を過少に設定していることであり、この状況を改善せずに長時間・過密労働は改善されません。

「電通」の過労自死については、マスコミに大きく取り上げられたため、企業としても安全配慮義務違反に対して対応する必要に迫られていますが、このような職場の状況は「電通」だけの問題ではなく、どの大企業でもあることです。しかし、人企業の労働者実態に対する迫及は、本来企業ときちんと向かい

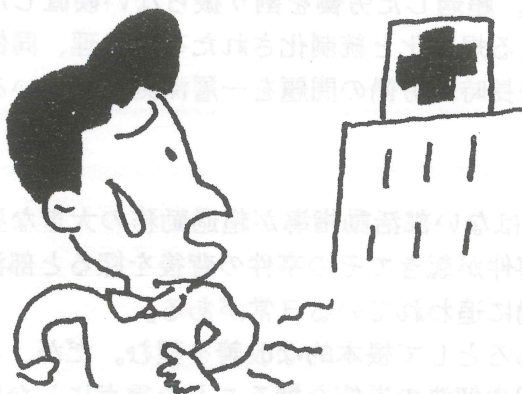
合うべき組合も非常に弱いのです。特に大企業の大手組合は企業内組合ということもあり、個人の問題を取り上げません。そのため過労死を含む労災の改善は裁判になるのです。

しかし愛知の裁判では、デンソーの高比良さんが求めた労災認定済みの災害について、企業の安全配慮義務違反に基づく損害賠償は、3月29日名古屋地裁にて「原告の請求棄却」という不当な判決が出されました。吉岡裁判官の判決理由は、「作業が過重だと評価できず、デンソーに安全配慮義務違反があったとは認められない」という企業の一方的な主張のみを取り上げたものです。

判決日、裁判所には会社側には弁護士さえ来ていない状況でした。会社側の弁護士でさえ、この判決は原告勝利とみていたのです。また、9月29日に名古屋高裁においても地裁誤りを検討せず、職場のラインで発生した労災に対して企業の安全配慮義務違反を認めない判決を出してしまいました。残念ながら現在の裁判所では、労働者の働く実態をきちんと直視しない判決が出されているのです。

裁判官は自らの良心に従って、憲法と法律に従って判断するといわれていますが、労働者としての経験もない裁判官が書類だけを見て判断しているかぎり、このような判決が出される可能性が大きいのです。この現状を打開するためには、企業ときちんと向かい合うべき組合の再構築、強化が必要であり、組合が職場で労働者の安全、人権を守る砦としての自覚をもって、裁判官の意識も変える運動が必要ではないでしょうか。

うえき ひでお 研究所理事・愛知争議団事務局長



教職員の労働時間と部活動

— 部活動に関わる労働実態調査 いじめ自殺した名古屋市A中学校の実態から —

中村 茂喜

1 はじめに 教職員の長時間労働が社会問題化

教職員の長時間労働が社会問題化してきた。最近も、朝日・毎日新聞でも連載記事があり、教職員の労働時間が部活動問題とからめて報道されるようになった。

遡れば「給特法」制定時の国民的議論の時期にまで至るが、「学校の先生の特殊事情」とか、「時間で計れないのが学校の先生の仕事」として、土日の出勤や早朝、深夜に及ぶ勤務は先生には付きものとして世間から顧みられてこなかった。それは、問題を認識しつつも、教職員の働き方のとらえ方が多少の「牧歌的」あるいは「鷹揚な」寛容性をもって受け止められていたことで、問題を先鋭化させてこなかったことかもしれない。時間で区切られない仕事であり個々人が融通をきかせることができたり、勤務オーバーな場合には回復の配慮的なことを認めてきたことがある。また、長期休業中の研修権の保障もあった。学校の教職員は繁忙期と充電期があることを世間的にも、労使の慣行上も了解事項となっていたことも確かにあった。

教育関係諸法の改悪が続き、教職員の勤務の厳格性や拘束性が強まった。長期休業中のいわゆる「自宅研修」は非常に取りにくい状況になった。また、「割り振り」は泊を伴う学校行事のきわめて限定的なもののみで、年度始めや学期末、学校行事等の超過労働については割り振りされないままにある。夏休みなど長期休業中も休暇の取得は奨励されたとしても、勤務時間の取扱い方は通常通りのままである。長期休業中に児童生徒のいない学校に出向き、「仕事」に勤しむことになる。

勤務時間が設定された公務員であるから、勤務時間を守ることは当然である。残業代を出さない給特法からいえば、残業しない、残業させないのが法の趣旨である。

しかしながら、現在の体制では教育の必要性から勤務をしていけば、勤務時間を超えてしまうのは校種を問わず必然である。時間外勤務を前提として、年間行事計画が練られているといっても過言ではない。「昔」も「今」も学校の先生は忙しいとはいうものの、「昔」とは違う「今」の大変さがある。超過した労働を割り振らない硬直した時間管理、不寛容と拘束性、パソコン普及による規格化と統制化された事務処理、同僚性が弱まり重層構造化した学校運営が教職員の長時間労働の問題を一層深刻にしている。

2 長時間労働の背後にある部活動

さらに、(小)中・高等学校では本務ではない部活動指導が超過勤務の大きな要因となっている。後々取り上げるが、大きな事件が起きてその事件の背後を探ると部活動がある。部活動を支える教職員が長時間労働に追われている日常がある。

報告者は長時間労働の背後に部活動があるとして根本的な改善を望む。だが、ここでは教職員の長時間労働に至った原因の究明や解決の道筋を探ることを重点にしない。その打開策改善策については別に譲ることにして、まずは実態の事実解明を優先させることにする。報告者が長らく勤務した名古屋市立中学校における教職員の労働実態と部活動実態を入手した資料をもって再集計して問題点を提示したい。この名古屋市の教職員の深刻な労働実態は特別なものでなく、全国の教職員が共有する実態である。

3 今必要なことは多数の平均値ではなく細部にわたる個々の事実

教職員の長時間労働が社会問題化するなかで、文科省をはじめとして各種の調査がなされてきた。また、厚労省通知「4. 3通知」などにより、始業・終業の時刻を記録したり、80時間超の教職員に対する医師面接が実施されるようになってきた。2014年6月OECD国際調査比較の発表があった。日本の教員は週当たりの仕事時間が53.9時間にのぼり、34カ国のなかで最も長かった。2012年全教の勤務時間全国調査では教諭職の1ヶ月平均時間外勤務72時間56分、持ち帰り仕事22時間36分と発表された。私の勤務する名古屋市でも教職員の勤務実態調査が実施された。平日の勤務時間外に行った仕事時間3時間11分、20時以降に退校する教員の割合は小学校40%、中学校53%と発表された。それらは膨大な時間と労力を要した貴重な資料であり、教職員の労働の実態を表している。教職員の過労死、過労自殺、心身の故障と休職者の増大など、裏付けるものとなっている。

世間はその報道を驚きをもって受け止めた。しかしながら、それらによって明らかにされるのは個々の教職員の労働ではない。全体集団としての平均の数値である。せいぜい校種、職種、男女別、年代別のものである。また、調査期間も1ヶ月とか限定されたものである。統計上に現れた平均的な教職員の姿でしかない。

それでは本当の学校内の教職員間の労働関係実態や個々人の労働実感をともなう痛みや叫び、教職員の権利としての要求をくみ取ることができない。「真理は細部に宿る」の教えにあるように、今やもっと「細部」に目を向けるべきである。1年という全期間、月単位、1日単位、個々人、職種職名、教科や担任や分掌、老若男女、経験年数、部活動担当か否か、などまで踏み込んで実態解明をすべきである。これまでそういう資料が不足していた。調査個表としてはあったとしても、発表時になると集合体として枠の中に含みこんで個々の実情や条件を見えなくさせてきた。

教職員としての労働は一個人である。条件・状況・事情もまた個々人異なる。病気になるのも、過労死するのも個人である。同一労働であっても負担感は個人によって違う。これまでの労働裁判の例のように、過労休職、過労死に至ってはじめて個人の労働実態がどうであったか過去に遡って解明された。全体の集団の統計数値も重要だが、構成する単位である教職員個々人を問わなくてはならない。数値に裏付けられた克明な資料をもって教職員の労働を論ずべきである。

4 名古屋市内で起きた3年連続の自死事件と市の教育施策

2011年10月に滋賀県大津市立中学校のいじめ自殺事件をきっかけにして「いじめ」問題が社会的関心事ともなり、2013年6月21日「いじめ防止推進対策推進法」が成立した。その直後の2013年7月10日名古屋市立南区A中学校の2年生が自宅近くのマンションから転落して死亡した。「いじめ防止推進対策推進法」が成立したばかりであったこともあり、大きく報道され市や市教委・学校の対応が注目された。

衝撃を受けた河村名古屋市長は首長として教育委員会に任せておけないことを言明した。教育委員会をさしおき8月1日第三者委員会・検証委員会を立ち上げさせた。検証委員会は教育委員会から離れた「会」となり「聞き取り」を中心にして調査した。2014年3月20回目の委員会をもって検証報告書(A4 80頁)を市長に提出した。

検証委員会報告の原因究明の中で述べられていることとしては、①学校としての組織対応がなかったこと②部活動でのいじめが認知されていなかったこと③提出物忘れと評価に関わることの3点を挙げている。教職員の対応が不十分であったことや、さらに職制や「機械式時計」の例を持ち出し、職務に打ち込むことを求めている。しかしながら、日常の厳しい労働条件や勤務時間についての言及はなかった。

翌年の2014年3月21日、今度は西区B中学校で中学1年生が校舎3階踊り場より飛び降りて死亡した。ディベート部の部活動中のできごとであった。「兄弟部員同士の口論があった」とも報道され、この件については追究されないまま立ち消えた。

翌々年の2015年11月1日西区C中学校の1年生の卓球部の生徒が日曜日に自宅近くの地下鉄構内で車両が進入してくるところに飛び込んで死亡した。名古屋市は市長をはじめとして重大に受け止め、直ちに教育委員会会議やいじめ対策検討会議・総合教育会議を機能させて原因究明と再発防止の対応に乗り出した。市教委では有識者会議を立ち上げて調査活動を開始して、2016年9月2日「いじめ対策検討会議」（会長山田敦朗市立大学講師）より報告書が提出された。

名古屋市は2013年の自死事件や検証委員会の報告を受けて、2014年4月1日「なごや子ども応援委員会」をスタートさせた。市内11中学校を拠点校として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザー（連絡調整）、スクールポリス（警察OB）4者を校内に常駐させるものである。2016年からはさらに増員し2018年からは110人態勢にしようとしている。教職員からの要請によるものでなくトップダウン方式で導入されたものである。その評価・成否についてはまだ今後のことになる。他にも市内、幼・小・中学校に発達障害対応支援員を約350人を配置した。時給1030円の非常勤職員であり年640時間を予定している。

これらは、学校教育の支援に行政から外からあてがう形の施策であり、教職員の政策要求から生まれたものではない。教職員の過酷な労働実態を解明しその解決を探るものではない。3つの事件で取りざたされた部活動については「外部顧問派遣」や「外部指導者派遣」の制度を拡充して、さらに推進充実させていくことになった。

5 愛教労・名教労の対応と調査活動の継続へ

A中学校の事件が起きてから、愛教労内では教職員組合として原因究明・再発防止に向けた態勢づくり取りかかった。プロジェクトチームを発足させ、手分けして事実解明の調査活動に入った。同時に、教育委員会や当該の校長に対して直接的な申し入れ活動を行った。職員への聞き取り、教育委員会対応やマスコミ対応も行った。2014年8月までに都合3回の声明を発表して、社会的にアピールした。

この活動の中で、当該校における日常の教育活動の検討やそこで働く教職員の労働実態を克明に調査した。情報公開制度や当局とのやり取りを通して詳細な資料を入手できた。検証委員会の報告書が触れない重大な問題点を見つけたのである。

各学校の長時間労働については前々から指摘されてきたが、詳細なデータが得られてははっきりした。検証委員会報告書では「いじめと部活動」については取り上げられているが、部活動と教職員の長時間労働は関連性については取り上げていない。愛教労の調査活動によって、部活動を主な要因として教師の教育活動が弊害を受け、労働法無視の度はずれた長時間労働を生み出してきたことがわかってきた。

6 鳥居労災最高裁判決を生かし、長時間労働問題の解決の道筋を探ろう

2002年9月豊橋市立中学校鳥居教諭は部活動指導中に倒れ、その後市民や教え子愛教労の支援で公務災害認定裁判に立ち上がり、2015年2月26日最高裁第一小法廷で被告基金側の上告棄却となり、最終的に勝訴した。判決文中、部活動も「包括的職務命令が及ぶ（勤務である）」として認められた。教職員の長時間労働と部活動を見直す大きな契機となった。現在、ネット上でも、新聞紙面でも教職員と部活動の関係が意見が飛び交っている。しかし、裁判でも争点となった教職員の「労働と労働時間」の実態調査がまだまだ不足している。ここでは、名古屋市の一中学校の関連する資料を示すが、校種別、地域別、学校別、年代別、個々人まで遡る詳細な実態調査が待たれる。

【 データ 1 】 2014年度 A中学校 常勤教職員の月別残業記録(「在校時間」記録)

A中学校において、2014年度に校長以下教職員35名(正規・常勤)が月々どのくらいの残業をしているかという表である。世間的に言えば残業であるが、名古屋市教委は「勤務時間外在校時間」と名付けている。残業代は支払うことはしないという「給特法」にも拠るが、曖昧な用語である。ただし、市教委が別なところでは「残業」と表現したこともある。

最下段は全員の平均時間である。8月を除いて、全ての月が80時間を超えている。労働安全衛生の観点からは、80時間は過労死ラインである。年間を通して、教職員全員の平均が80時間を超えている。なかでも部活動をもっている者とそうではない者との差は歴然としている。スポーツ系部活動顧問は100時間超はざらで年間を通して100時間超、1ヶ月で200時間を超える部活動顧問もいる。注意して見ていただきたいのは8、17、24の教員、講師である。非正規教員に年間1900時間1400時間を超える残業をさせている。また、13、32は特別支援学級担当者である。正規の勤務時間には特別学級担任として生徒たちを受け持ち指導して、授業後には普通学級の生徒たちの部活動指導に携わっている。この2つのことがらは、たんに教職員の時間外労働の問題とは別視点から検討しなくてはならないことである。

月に22日勤務なら、労働時間は170時間30分である。加えて、表の校内残業時間である。

名古屋市長A中学校 2014年度 月別 時間外在校時間記録 (分単位は切り捨て)																				
職・所属	氏名	分掌教科	部活	2014												2015			合計	月平均
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	校長			112	99	57	70	18	63	62	58	55	59	60	71	784	65			
2	教頭			187	137	116	117	56	110	85	89	85	93	99	132	1306	109			
3	主幹教諭	社		134	93	64	79	26	83	94	77	75	73	80	92	970	81			
4	教務 2	体		149	108	112	92	27	102	133	84	96	95	106	118	1222	102			
5	校務 2	国	ソフトテニス	180	148	142	147	100	156	143	110	140	106	107	152	1631	136			
6	1-A	社	バレーボール	152	125	139	108	49	142	165	123	120	96	147	99	1465	122			
7	1-B	体	剣道	37	17	21	27	1	23	22	15	65	22	62	41	353	29			
8		理 講師	園芸	54	61	64	73	6	80	53	35	45	55	47	31	604	50			
9	1-C	英		58	39	52	40	1	37	48	42	43	27	45	35	467	39			
10	1-D	国	バスケ 男子	223	185	172	175	17	181	189	128	106	131	145	87	1739	145			
11	1-E	英	卓球女子	110	91	97	104	8	111	127	92	75	71	92	83	1061	88			
12	主	技(転)	ソフトテニス	122	147	141	154	59	153	148	107	115	89	101	118	1454	121			
13	1-JK	特別支援	バスケ 男子	147	127	128	136	14	137	112	103	105	91	119	107	1326	111			
14	2-A	体	ハンドボール	160	133	101	114	52	144	115	111	126	92	108	139	1395	116			
15	2-B	社(転)	バレーボール	100	131	135	100	46	115	143	110	105	79	123	107	1294	108			
16	2-C	数	園芸	119	93	109	83	11	87	90	82	46	60	99	57	936	78			
17	2-D	音 講師	バレーボール	196	179	178	150	63	169	235	179	152	147	192	142	1982	165			
18	2-E	理		39	38	33	32	1	29	33	30	21	26	32	24	338	28			
19		英		37	45	50	52	2	32	34	31	31	39	44	37	434	36			
20	主	理		46	42	35	37	3	34	42	27	24	29	40	31	390	33			
21	生指	体	バスケ 女子	118	92	104	73	59	116	81	102	94	71	74	107	1091	91			
22	2-JK	特別支援		34	24	25	23	3	16	20	15	14	15	21	19	229	19			
23	養護	講師		47	44	42	33	4	35	30	20	14	14	28	37	348	29			
24	3-A	英 講師	ハンドボール	150	139	97	136	40	161	178	132	96	110	134	80	1453	121			
25		理(転)	ソフトテニス	157	195	141	175	71	183	201	161	167	127	186	127	1891	158			
26	3-B	社	サッカー(男)	182	198	109	138	27	147	147	129	109	120	141	106	1553	129			
27	3-C	国	ソフトテニス	205	221	171	180	65	198	237	174	146	130	163	137	2027	169			
28	3-D	美	卓球女子	146	153	106	140	14	126	145	111	104	103	130	79	1357	113			
29	3-E	数	バレーボール	178	158	130	112	48	160	188	130	138	117	182	104	1645	137			
30	主	数	サッカー(男)	171	170	112	127	16	135	152	129	122	126	154	103	1517	126			
31		家		42	50	23	18	0	21	22	15	15	22	22	13	263	22			
32	3-JK	特支講師	剣道	124	131	86	84	32	107	104	96	114	60	116	79	1133	94			
33	養護			45	33	25	22	55	29	33	21	13	16	21	32	345	29			
34	事務			89	53	59	59	10	41	29	50	42	47	54	90	623	52			
35						5	4	0	18	13	17	24	18	6	11	116	12			
平均の時間外在校時間(分単位切り捨て)				119	109	90	92	29	99	104	84	82	74	94	81		平均80時			

【 データ 2 】 2014年度と2015年度 A中学校 学校の解錠・施錠時刻

A中学校で「転落死」事件があった翌年の2014年1学期(4月～7月)、学校の解錠・施錠の時間記録である。これは校門ではなく、職員室の出入り口にある警備装置で記録されるもの。一番出勤した者が「解錠」、最後に閉めた者が「施錠」作業したことで、警備会社に電信される。

名古屋市内の教職員の勤務開始時刻は8時15分、勤務終了は16時45分(その間15時45分～16時30分が休憩)が通例である。1日「労働時間7時間45分」は有名無実となっている。

解錠時刻では、この学校では朝6時30過ぎには学校が開けられている。いくつもある部活動の早朝練習が7時過ぎにはあるのであろう、生徒の来る前に開けなくてはならない。

施錠時刻はといえば、すべての日で勤務終了の定刻時刻をはるかに過ぎている。とりわけ年度始めの4月では21勤務日のうち、深夜0時を超えているのが14日もある。不夜城ならぬ「不夜校」だ。年度始めの仕事が山と積まれて遅くまで残っていることであろう。しかし、どんなに遅くなっても翌日には通常時刻の勤務開始であり、授業がある。生徒はいつも通り登校してきて学校生活を送り、教職員は教育活動に励まなくてはならない。ここでは1学期だけを取り上げた。学校の記録ではこれが3月まで年間を通して続いていく。各月の最下段は「勤務日における平均施錠時刻」である。

土日祝日は勤務日ではないが、全ての日で教職員が出勤している。休業日であっても朝から夕刻過ぎまで職員室が開けられていることがわかる。

学校の解錠(解除)・施錠(開始)記録

2014年4月～7月

A中

※ 施錠時刻が深夜0時以降は▲印

※全日警名古屋支社の記録による

4月				5月				6月				7月			
解錠		施錠		解錠		施錠		解錠		施錠		解錠		施錠	
1	火	6:36	▲ 0:33	1	木	6:39	21:43	1	日	5:12	20:04	1	火	6:30	▲ 2:02
2	水	6:40	▲ 2:33	2	金	6:39	22:50	2	月	6:40	22:53	2	水	6:42	▲ 0:44
3	木	6:40	▲ 2:21	3	土	8:22	18:14	3	火	6:31	20:58	3	木	6:40	23:23
4	金	6:41	22:14	4	日	7:50	16:45	4	水	6:39	20:55	4	金	6:40	23:58
5	土	8:26	21:37	5	月	8:05	17:50	5	木	6:39	22:02	5	土	7:22	20:40
6	日	7:08	19:15	6	火	7:17	17:27	6	金	6:41	23:33	6	日	8:16	20:21
7	月	6:38	▲ 2:51	7	水	6:39	22:38	7	土	7:38	17:22	7	月	6:40	▲ 1:08
8	火	6:28	▲ 1:22	8	木	6:40	23:37	8	日	8:02	19:13	8	火	6:33	▲ 0:55
9	水	6:40	▲ 1:47	9	金	6:40	22:12	9	月	6:40	22:10	9	水	6:39	▲ 1:02
10	木	6:39	23:55	10	土	7:49	18:53	10	火	6:30	23:33	10	木	6:41	▲ 0:00
11	金	6:40	▲ 0:30	11	日	7:30	19:09	11	水	6:42	23:13	11	金	6:39	23:11
12	土	7:39	19:19	12	月	6:40	23:26	12	木	6:39	23:43	12	土	6:51	20:40
13	日	8:45	19:12	13	火	6:32	▲ 0:15	13	金	6:40	23:06	13	日	6:53	17:46
14	月	6:40	▲ 0:00	14	水	6:39	23:08	14	土	6:50	19:26	14	月	6:40	23:57
15	火	6:29	▲ 1:25	15	木	6:38	▲ 0:08	15	日	8:09	16:59	15	火	6:31	▲ 0:12
16	水	6:40	▲ 0:07	16	金	6:40	▲ 1:22	16	月	6:38	▲ 0:20	16	水	6:38	▲ 0:00
17	木	6:39	23:19	17	土	10:29	20:03	17	火	6:30	23:11	17	木	6:40	23:59
18	金	6:40	22:54	18	日	8:40	18:54	18	水	6:39	22:54	18	金	6:42	22:03
19	土	8:03	21:34	19	月	6:38	▲ 4:24	19	木	6:40	22:37	19	土	6:48	19:30
20	日	7:56	18:47	20	火	6:32	23:31	20	金	6:39	22:48	20	日	6:56	16:10
21	月	6:40	▲ 0:15	21	水	6:40	▲ 3:06	21	土	7:53	17:58	21	月	6:57	22:59
22	火	6:29	▲ 0:32	22	木	5:48	▲ 2:45	22	日		17:00	22	火	5:11	▲ 1:37
23	水	6:35	23:43	23	金	6:39	▲ 0:08	23	月	6:40	23:21	23	水	6:41	19:21
24	木	6:26	▲ 1:15	24	土	7:48	20:09	24	火	6:33	23:38	24	木	6:42	19:22
25	金	6:40	17:49	25	日	6:47	18:26	25	水	6:11	▲ 2:43	25	金	7:43	21:50
26	土	7:26	19:59	26	月	6:38	▲ 0:08	26	木	6:40	22:11	26	土	6:48	19:47
27	日	8:00	19:15	27	火	6:31	▲ 1:04	27	金	6:41	▲ 3:24	27	日	8:03	19:23
28	月	6:38	▲ 0:30	28	水	6:42	▲ 1:35	28	土	7:44	19:14	28	月	6:40	19:33
29	火	7:20	17:54	29	木	6:39	▲ 1:07	29	日	7:33	19:20	29	火	6:06	20:46
30	水	6:41	23:57	30	金	6:40	22:49	30	月	6:40	▲ 1:05	30	水	6:39	21:02
				31	土	7:54	19:45					31	木	6:40	21:54
勤務日の平均施錠時		0時16分		勤務日の平均施錠時		0時17分		勤務日の平均施錠時		11時27分		勤務日で終業式までの平均		0時11分	

◎ 同じくA中学校、翌年2015年の4月～7月の開錠・施錠記録である。多忙化解消、雑務の縮減、健康回復が呼びかけられながら、この旧態依然とした労働実態が続いた。

4月は奇しくも、平均の施錠時刻が0時16分となっている。しかし、4月前半はほとんどが午前0時をはるかに過ぎている。とうに終電終バスは無くなっていて、これから帰宅となると車といえども一定の時間を要する。人としての日常的な営みはこれでは不可能である。

土日祝日でも早朝から夕方遅くまで職員室の灯はともっている。五月連休にある「こどもの日」とか「国民の休日」の言葉がむなしく響く。そこまですなければ学校の仕事が済ませられないのか、授業準備や事務分掌が大変なのか。というより、土日祝日は部活動指導に費やされている。早朝に集合を掛けて、校外に出向き、公式試合、練習試合が毎週のように続く。後の資料にあるように、「試合」といっても練習試合がかなりの頻度で行われている。チーム教科のために顧問教師のつながりで相手を求めて、また他校チームを招いて夕刻まで行う。生徒も弁当持ち、「休日」とはならない。

7月は、テスト処理、成績事務、夏休み準備や保護者会などが重なり、翌日になってから「閉庁」。

学校の解錠（解除）・施錠（開始）記録

2015年4月～7月

A中

※ 施錠時刻が深夜0時以降は▲印 ※全日警名古屋支社の記録による

4月			5月			6月			7月		
解錠	施錠		解錠	施錠		解錠	施錠		解錠	施錠	
1 水 6:41	23:23		1 金 6:39	23:19		1 月 6:38	21:42		1 水 5:16	▲ 1:52	
2 木 6:41	▲ 1:52		2 土 7:56	17:38		2 火 5:59	22:12		2 木 6:36	▲ 0:16	
3 金 6:00	▲ 1:15		3 日 6:54	17:11		3 水 6:28	22:55		3 金 5:22	▲ 0:16	
4 土 8:24	▲ 3:18		4 月 6:56	20:36		4 木 6:25	23:06		4 土 6:32	20:32	
5 日 6:44	18:14		5 火 6:55	18:34		5 金 6:40	20:30		5 日 6:33	22:27	
6 月 6:40	▲ 0:58		6 水 12:06	21:57		6 土 7:17	16:17		6 月 5:07	▲ 2:18	
7 火 6:24	▲ 1:24		7 木 6:40	23:05		7 日 8:27	18:23		7 火 5:03	23:03	
8 水 6:40	▲ 3:10		8 金 6:40	23:47		8 月 6:40	22:36		8 水 5:10	▲ 0:34	
9 木 6:41	▲ 1:07		9 土 7:04	19:20		9 火 6:25	22:37		9 木 6:38	▲ 0:51	
10 金 6:39	20:41		10 日 7:52	20:52		10 水 6:39	▲ 0:51		10 金 6:27	20:56	
11 土 6:45	18:45		11 月 6:39	23:05		11 木 6:37	▲ 0:39		11 土 8:05	18:42	
12 日 6:58	22:01		12 火 6:31	▲ 0:15		12 金 6:39	21:40		12 日 8:09	21:30	
13 月 6:41	▲ 2:16		13 水 6:40	22:41		13 土 7:09	19:55		13 月 6:36	▲ 2:43	
14 火 6:27	▲ 0:56		14 木 6:39	▲ 0:58		14 日 7:02	19:45		14 火 6:22	▲ 0:25	
15 水 6:41	23:42		15 金 6:41	21:15		15 月 6:40	23:33		15 水 5:29	21:12	
16 木 6:39	22:36		16 土 9:10	18:37		16 火 6:27	21:28		16 木 5:39	▲ 0:47	
17 金 6:42	23:55		17 日 8:04	19:25		17 水 6:38	23:14		17 金 6:37	20:43	
18 土 5:56	19:01		18 月 6:39	23:58		18 木 6:38	▲ 0:46		18 土 6:52	17:38	
19 日 8:22	23:30		19 火 6:30	22:48		19 金 6:38	20:44		19 日 6:48	17:56	
20 月 6:42	▲ 0:30		20 水 6:40	21:58		20 土 5:48	17:25		20 月 6:55	22:38	
21 火 6:29	22:45		21 木 6:40	22:30		21 日 7:27	16:56		21 火 6:30	19:42	
22 水 6:40	▲ 0:46		22 金 6:40	22:41		22 月 6:39	23:01		22 水 6:35	21:46	
23 木 6:41	▲ 1:06		23 土 7:43	20:41		23 火 5:17	21:12		23 木 6:38	18:54	
24 金 6:41	22:13		24 日 7:00	21:40		24 水 6:25	▲ 0:11		24 金 6:34	20:48	
25 土 7:05	20:27		25 月 5:43	21:11		25 木 5:22	23:09		25 土 7:43	19:01	
26 日 7:46	20:06		26 火 6:27	▲ 0:00		26 金 5:12	22:29		26 日 6:26	18:30	
27 月 6:31	▲ 2:41		27 水 6:39	23:35		27 土 6:37	18:31		27 月 6:35	19:16	
28 火 6:28	17:52		28 木 6:40	23:48		28 日 8:00	17:37		28 火 6:19	20:38	
29 水 7:55	19:12		29 金 6:39	22:41		29 月 6:38	22:05		29 水 6:35	21:13	
30 木 6:38	▲ 2:48		30 土 6:47	21:33		30 火 6:22	0:39		30 木 6:36	19:02	
			31 日 7:57	19:33					31 金 6:36	20:40	
勤務日の 平均施錠時	0時16分		勤務日の 平均施錠時	23時05分		勤務日の 平均施錠時	22時56分		勤務日で終 業式日まで	0時00分	

【 データ 3 】 2014年度と2015年度 常勤職員の9月 残業時間と部活動指導の指導実績

A中学校の2014年9月の1ヶ月を取り上げた。全教職員の残業（勤務時間外在校時間）と部活動にかかわった一覧表である。勤務日（授業日数日）は20日間である。

勤務日のみ出勤者は半数を超え、おおよそ残業時間は30時間内外。
表右側より、ここでも部活動担当者との違いがはっきりしている。部活動担当者は軒並み100時間超えであり、出校日数は27～30日、9月ということで祝日や秋の連休があったにもかかわらず週1日の休暇もなく、部活動に携わっていることになる。且つ土日祝日の学校休業日、「公式」試合・練習試合ということで引率し試合会場や他校に赴いた日数も判る。また、8時間以上の校内練習指導、校外引率日の記録がある。体力、技量が十分ではない中学生が、1日8時間の部活動をするということについては別の角度から批判検討が必要である。名古屋市教育委員会では、2016年3月「学校部活動の望ましいあり方」保護者向けリーフレットで、中学校部活の目安として『週5日以内・1日2時間程度・土日等学校休業日はできるだけ休む（少なくとも土日は1日休む）』としているが、この点でもはなはだしく逸脱している。

夏休み明けの9月、残暑のなかで行事の準備に追われる日々、平均で100時間の残業である。

名古屋市中A中 2014年度 出退校記録による勤務時間外在校時間記録 (9月)												
職・所属		氏名	分掌教科	時数	部活	9月		特業手当て		8時間以上日数	校外引率等	9月出校日数
						時間	分	受け取り金額	日数			20
1	校長					63	21					20
2	教頭					110	12					20
3	主幹教諭		社	13		83	10					20
4	教務 2		体	16		102	28					20
5	校務 2		国	17	ソフトテニス	156	58	21,600	9	8	7	29
6	1-A		社	20	バレーボール	142	5	21,600	9	2	2	29
7	1-B		体	20	剣道	23	10					20
8			理 講師	21	園芸	80	3					20
9	1-C		英	21		37	31					20
10	1-D		国	21	バスケ 男子	181	45	21,600	9	1	3	29
11	1-E		英	21	卓球女子	111	52	7,200	3			23
12	主		技 (転)	16	ソフトテニス	153	33	19,200	8	6	3	28
13	1-JK		特別支援		バスケ 男子	137	41	16,800	7			27
14	2-A		体	20	ハンドボール	144	26	24,000	10	7	1	30
15	2-B		社 (転)	21	バレーボール	115	39	21,600	9	1	1	29
16	2-C		数	19	園芸	87	57					20
17	2-D		音 講師	21	バレーボール	169	2	21,600	9	2	2	29
18	2-E		理	20		29	13					20
19			英	20		32	56					20
20	主		理	14		34	21					20
21	生指		体	16	バスケ 女子	116	32	24,000	10	3	4	30
22	2-JK		特別支援			16	59					20
23	養護		講師			35	54					20
24	3-A		英 講師	21	ハンドボール	161	15	14,400	6	5	1	27
25			理 (転)	18	ソフトテニス	183	22	19,200	8	7	3	28
26	3-B		社	20	サッカー(男)	147	17	19,200	8		6	28
27	3-C		国	19	ソフトテニス	198	36	14,400	6	5	4	29
28	3-D		美	19	卓球女子	126	53	7,200	3			24
29	3-E		数	20	バレーボール	160	1	21,600	9	2	2	29
30	主		数	17	サッカー(男)	135	37	14,400	6			26
31			家	20		21	1					20
32	3-JK		特支 講師		剣道	107	57	16,800	7	1	4	27
33	養護					29	24					20
34	事務					41	1					20
35	※					18	42					20
						3481	1014	326,400	136	50	43	
						平均99時間56分						

◎ 年度がかわって2015の9月、教職員の異動で多少のメンバー編成があったといえども、教職員の働きぶりは変わっていない。年度がかわって、前年部活動指導に携わっていなかった教職員が何かの部活動担当者になっている。「教員全員で部活動を担当する」風潮が強まっている。

2014年9月までは、土日祝日に4時間を超えて部活動指導した場合2400円の特業手当が支給されている。手当である以上労働の対価としての賃金ではない。2014年10月から3000円に引き上げられた。最低賃金、愛知県では1時間あたり820円である。最低賃金にも及ばない部活動指導手当が多いか少ないか議論があるところである。報告者が部活動指導をしていた時代はゼロであった。今や現金として月2～3万円の手当として支給されていることがどんな意味合いをもつか、これも人間真理まで立ち至って検討課題である。

試みに、A中学校1年間分の全教職員の全残業時間3万6742時間（本レポートP5）を、残業代に置き換えたらどのくらいになるか試算してみた。費用ベースは名古屋市非常勤講師の1時間単価が2800円をもってかけ算したら、1億0287万円となった。名古屋市内には中学校が110校ある。

名古屋市立A中 2015年度 出退校記録による勤務時間外在校時間記録 (9月)												
						9月		特業手当				9月出校
	職・所属	氏名	分掌教科	時数	部活	時間	分	受け取り金額	日数	8時間以上日数	校外引率等	19
1	校長					82	41					19
2	教頭					126	8					19
3	主幹教諭		体TT	12	(美術)	121	7					19
4	教務 2		体TT	14	ハンドボール	108	21					20
5	校務 2		国	17	ソフトテニス	147	3	30,000	10	7	5	29
6	1-A		社	18	サッカー	93	8	21,000	7		3	25
7	1-B		理(転)	19	ハンドボール	68	46	12,000	4	2	2	22
8			英	19	(園芸)	39	25					19
9	1-C		美	20.5	(美術)	120	55					24
10	1-D		数	19	サッカー	98	29	24,000	8		4	27
11	1-E		体 講師	19	剣道	54	23	3,000	1			20
12	主		理(転)	15	卓球	130	10	12,000	4	1	1	23
13	1-JK		特別支援	24								
14	2-A		社	19	バレー	131	0	21,000	7	2	3	25
15	2-B		国(転)	20	ソフトテニス	147	51	24,000	8	4	2	27
16	2-C		理(転)	20	剣道	94	13	12,000	4			23
17	2-D		英	19	卓球	130	59	12,000	4	1	1	23
18	2-E		数	19	(園芸)	82	48					19
19			体	20	剣道	33	49					22
20	主		技	16.5	ソフトテニス	167	15	24,000	8	6	2	27
21	生指		体	17	バスケット	106	55	33,000	11	4	2	30
22	2-JK		特別支援	24	バスケット	137	15	18,000	6		3	25
23	養護		講師		(美術)	41	21					19
24	3-A		体	19	ハンドボール	130	15	33,000	11			30
25			音	19		45	23					19
26	3-B		英	20	(園芸)	46	58					19
27	3-C		社	20	バレー	130	47	21,000	7	2	3	27
28	3-D		数(転)	20	男子バスケット	133	37	24,000	8		4	28
29	3-E		英 講師	20	ソフトテニス	185	57	27,000	9	8	6	28
30	主		理	14		50	35					19
31			国	19	男子バスケット	137	14	27,000	9		4	29
32	3-JK		特支 講師	24	バレー	89	17	3,000	1		1	23
33	養護				(園芸)	34	22					19
34	事務					63	45					19
						3296	972	381,000	127	37	46	
						平均100時間22分						

【 データ 4 】 2014年5月 A中学校 常勤職員の退校時刻を時間帯に打ち込んだもの

A中学校の日々の退校時刻はどうなっていたのであろう。2014年5月19日～30日まで、1日ごとに教職員の退校時刻（職員室の専用パソコンをクリックした時刻）の記録である。一人ひとりの退校時刻を時間帯にはめたものである。5月中旬過ぎれば学校の安定期、生徒の学校生活も落ち着いてくる時期である。なお5月20日～21日は定期テストが組まれていた。

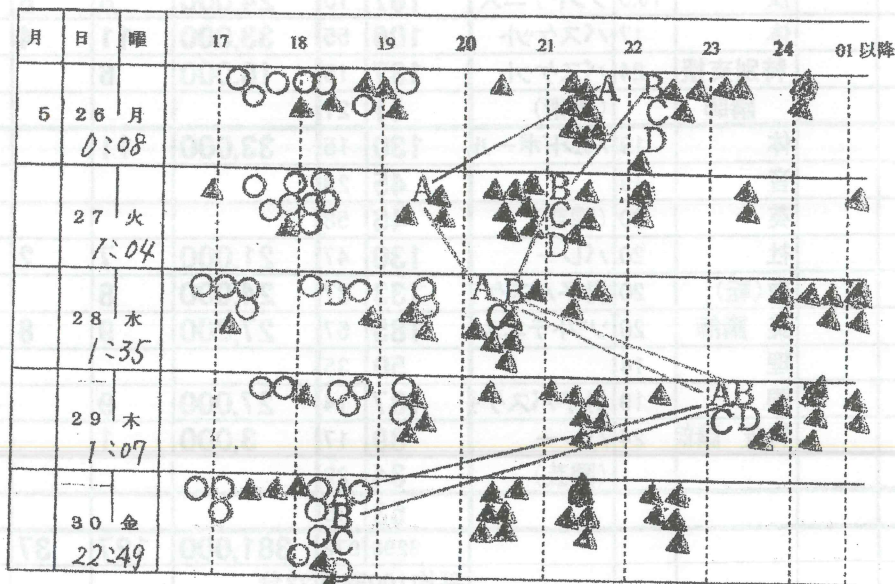
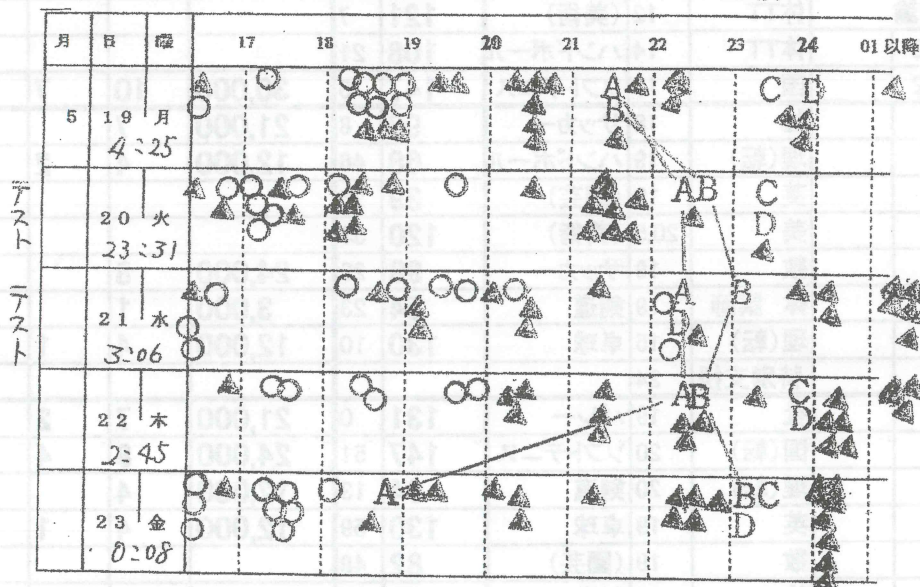
表にある○印▲印は教職員（正規・常勤）一人ひとりをあらわす。○は部活動顧問になっていない者、▲は部活動顧問である。勤務終了時刻は16時45分。ほぼ全員が勤務時間終了後も遅くまで学校に残り仕事をしていることがわかる。しかも、部活動の顧問であるか無しかで大きな違いがある。部活無しの者は残業したとしても20時までには退校しているが、部活動を持っている者は、19時や20時以降であり、かなりの人数が深夜にまで残っている。やるべき仕事があったとしても、授業後の放課後には部活動の指導がある。部活動を終了し18時～19時に生徒を帰宅させた後、やり残した授業準備や学級事務、校務分掌上の自分の仕事に取りかかることになる。

ABCDは校長・教頭・教務・「校務」である。管理職が帰宅した後も、多くの職員が職場で仕事をしている。管理職には管理職手当があるが、一般教職員に「残業手当」は無い。

名古屋市立 A中 教職員の退校時刻表

※ 行事予定 20日～21日 中間テスト

※日にち下は放校時刻



【 データ 5 】 2015年9月～12月 ある非正規職員(常勤)の出校・退校時刻 月別表

A中学校の1人の男性教員の出退校時刻を取り上げてみる。2015年度9月から12月、2学期4ヶ月のものである。土日祝日あっても大抵が部活動指導で出勤している。終業式までに出勤しなかったのは、12日間あるのみ、月3日間である。出勤しない日はテスト前とか成績処理の日であることが判る。通常の勤務日は、早朝7時半前後に出校し、退校は21時22時ときには23時をまわることもしばしばである。ソフトテニス部顧問として土日祝日あらかた部活動指導に携わり、朝から晩まで丸一日になっているのである。

この男性教員は講師である。正規職員ではない。しかも、3年生の担任をしている。この期間は教科指導はもちろんのこと、進路指導の山場に向かう時期である。相談事や保護者対応にも労力と神経を使ったことは想像するに難くない。市教委は「教職員の自主的自発的勤務によって支えられている」の常套句をよく使う。非正規の講師に150時間超の「残業」時間。そこまでの労働を許容する、あるいは見過ごしてよいのであろうか。「ブラック労働」そのものである。

ある男性講師の2015年9月～12月 3年担任 ソフトテニス部顧問

2015年9月					
勤務	9月	出校時刻	退校時刻	勤務時間(在校時間)	備考
○	1 火	7:51	21:20	5:19	
○	2 水	7:15	21:47	5:02	
○	3 木	7:15	18:29	3:43	
○	4 金	7:28	21:06	5:38	
×	5 土	6:50	17:53	9:03	
×	6 日				
○	7 月	7:16	21:35	5:49	
○	8 火	7:17	20:18	4:31	
○	9 水	7:25	22:33	6:34	
○	10 木	7:29	21:19	5:17	
○	11 金	7:29	18:06	2:10	
×	12 土	8:20	17:29	9:09	
×	13 日	8:05	17:28	9:23	
○	14 月	7:29	21:56	5:57	
○	15 火	7:19	22:55	7:05	
○	16 水	7:17	23:17	7:30	
○	17 木	7:47	23:10	7:02	
○	18 金	7:30	18:45	2:45	
×	19 土	7:57	17:31	8:34	
×	20 日	8:30	12:30	4:00	
×	21 月	8:11	16:00	10:49	
×	22 火	8:01	17:23	9:22	
×	23 水				
○	24 木	7:16	22:22	6:36	
○	25 金	7:25	22:18	6:18	
×	26 土	7:30	17:00	9:30	
×	27 日	7:30	17:00	10:00	
○	28 月	7:17	21:02	5:15	
○	29 火	7:17	21:44	5:57	
○	30 水	7:29	22:25	6:26	
×					
合計＝				165:37	

2015年10月					
勤務	10月	出校時刻	退校時刻	勤務時間(在校時間)	備考
○	1 水	7:25	18:42	2:33	
○	2 金	7:17	21:29	6:42	
×	3 土	7:55	18:14	10:13	
×	4 日				
○	5 月	7:20	22:57	6:56	
○	6 火	7:25	22:33	7:33	
○	7 水	7:15	23:09	7:19	
○	8 木	7:23	23:34	7:55	
○	9 金	6:02	20:45	4:10	
×	10 土				
×	11 日				
×	12 月	6:20	17:59	9:11	
○	13 火	7:49	20:27	4:11	
○	14 水	7:28	16:02	2:04	
○	15 木	7:25	20:43	4:49	
○	16 金	7:24	20:59	6:20	
×	17 土	6:53	16:01	11:06	
○	18 月	7:25	21:25	5:23	
○	19 火	7:28	22:29	6:30	
○	20 水	7:29	22:10	6:11	
○	21 木	7:25	22:47	6:46	
○	22 金	7:25	18:38	3:37	
×	23 土	12:28	19:50	6:22	
×	24 日				
○	25 月	7:30	22:08	4:08	
○	26 火	7:30	22:32	6:32	
○	27 水	7:30	21:28	6:20	
○	28 木	7:31	22:46	6:46	
○	29 金	7:30	21:04	5:04	
×	30 土	8:11	17:39	9:22	
合計＝				160:54	

2015年11月					
勤務	11月	出校時刻	退校時刻	勤務時間(在校時間)	備考
×	1 日	6:30	12:30	6:00	
○	2 月	7:30	21:02	5:02	
×	3 火	7:30	17:00	6:30	
○	4 水	7:32	23:21	7:19	
○	5 木	7:30	23:08	7:06	
○	6 金	7:30	18:42	3:42	
×	7 土				
×	8 日	6:28	18:02	8:34	
○	9 月	7:30	22:58	6:58	
○	10 火	7:18	23:31	7:43	
○	11 水	7:30	23:34	7:34	
○	12 木	7:28	18:55	3:33	
○	13 金	7:30	18:40	3:40	
×	14 土	10:22	17:27	6:55	
×	15 日	7:34	15:36	6:21	
○	16 月	7:30	23:16	7:16	
○	17 火	7:28	23:23	7:24	
○	18 水	8:00	23:13	6:37	
○	19 木	7:28	23:17	7:18	
○	20 金	7:26	20:23	4:24	
×	21 土				
×	22 日				
×	23 月	8:50	20:38	11:45	
○	24 火	7:16	23:35	7:50	
○	25 水	7:16	19:11	3:25	
○	26 木	7:30	23:22	7:32	
○	27 金	7:29	22:50	7:00	
×	28 土	10:43	17:22	6:29	
×	29 日	11:53	18:18	5:16	
○	30 月	7:30	23:25	7:25	
×					
合計＝				178:57	

2015年12月					
勤務	12月	出校時刻	退校時刻	勤務時間(在校時間)	備考
○	1 火	7:30	23:18	7:18	
○	2 水	7:30	23:23	7:30	
○	3 木	7:30	22:35	6:30	
○	4 金	7:30	23:02	4:02	
×	5 土	19:00	18:42	6:42	
×	6 日				
○	7 月	7:30	22:47	6:47	
○	8 火	7:30	22:00	6:00	
○	9 水	7:30	18:17	3:17	
○	10 木	7:47	22:56	6:42	
○	11 金	7:31	21:05	5:04	
×	12 土	13:00	17:28	4:28	
○	13 日	8:27	13:20	4:53	
○	14 月	7:30	20:13	4:13	
○	15 火	7:30	21:40	5:40	
○	16 水	7:47	21:10	4:55	
○	17 木	7:30	22:41	6:41	
○	18 金	7:46	17:27	1:11	
×	19 土				
×	20 日	8:43	13:17	4:34	
○	21 月	7:29	22:51	6:52	
○	22 火	7:30	18:29	3:20	
×	23 水	6:12	17:31	9:19	
○	24 木	8:07	17:41	1:04	
○	25 金			0:00	
×	26 土	8:27	16:43	8:16	
×	27 日				
○	28 月			0:00	
×	29 火				
×	30 水				
×	31 木				
合計＝				137:34	

なかむら しげき / 愛知県教職員労働組合協議会

相模原障がい者施設殺害事件から見えるもの

櫻井 善行

はじめに

7月26日、それは悪夢のような日であった。神奈川県相模原市津久井の知的障がい者施設やまゆり荘で悲惨な事件が起きた。あれから3ヶ月が過ぎた。この事件は障がい者への偏見と差別を抱いた一人の若者の凶行で、私たちと無関係だとしてはいけない内容を包括している。どんな出来事も必ず要因がある。その要因にはそれに関わった個人とともに、それに影響を与えた環境や社会がある。その意味でこの事件は現代社会の病巣を色濃く反映させたものといえる。この事件と前後して起きた事例や過去の事例を参考にしながら現代社会の光の裏側である「影」の部分に迫っていきたい。

ところでこの事件からヒトラーのあの言葉を連想する人は決して少なくはないだろう。「戦争は不治の病人を抹殺する絶好の機会である。」この「不治の病人」とは、決して障がい者だけを意味することではない。この論理=ヒトラーの発想からは、社会にとって自立が困難な弱者は、すべて「不治の病人」に含まれるだろう。高齢者もそうであるし、異民族も時として含まれるだろう。いわばマイノリティたる世の弱者のすべてが含まれるととらえるべきである。

1 事件の概要

事件の概要は以下の通りである。2016年7月26日午前2時38分、相模原市緑区千木良にある障がい者施設やまゆり荘から神奈川県警察と相模原市消防局にそれぞれ、「刃物を持った男が暴れている」との通報があった。事件に気づいた施設の当直職員が、非番の男性職員にLINEを使って連絡を取り、電話で確認の上警察に通報した。現場に駆け付けた医師が19人の死亡を確認し、重傷の20人を含む負傷者26人が6か所の医療機関に搬送されたという。

死亡したのは、いずれも同施設の入所者の男性9人、女性10人で、年齢は19歳から70歳。また、負傷したのは、施設職員男女各1人を含む男性21人、女性5人だった。被害者の名前について神奈川県警は同26日、「施設にはさまざまな障がいを抱えた方が入所しており、被害者の家族が公表しないでほしいとの思いを持っている」として、公表しない方針を明らかにしている。そして被害者の家族の一人は公表しない理由を、「日本では、全ての命はその存在だけで価値があるという考え方が特異であり、優生思想が根強い」と説明した。

凶行があつてしばらくした午前3時過ぎ、神奈川県津久井警察署に、被疑者の男（以下A）が「私がやりました」と出頭し、午前4時半前に、19歳の女性入所者に対する殺人未遂と建造物侵入の容疑で緊急逮捕された。Aは午前2時頃に、ハンマーで入居者居住棟1階の窓ガラスを割って、そこから施設内に侵入したという。同警察署の捜査本部は翌7月27日、殺人未遂の容疑を殺人に切り替えて、Aを横浜地方検察庁に送検した。

事件で負傷して意識不明となった4人が入院している病院は、27日の記者会見で4人全員の意識が回復したと発表した。そのうちの20代の男性は首を深く刺されたため、全血液量の2/3を失い、搬送直後には脈をとれないほどの危険な状態だった。男性は人工呼吸器を外されると、看護師に何度も「助けて」と繰り返し、容疑者としてAが逮捕されたことを知ると「生き返った」と答えた。

事件のあった障がい者施設は東日本旅客鉄道（JR 東日本）・中央本線相模湖駅から東に2kmほど離れた、山に囲まれた住宅地に立地している。敷地の面積は3万890平方メートル。居住区や作業スペースなどが設けられていた。

捜査本部は27日の捜査で、新たに血痕の付いた包丁2本を発見した。また、殺害された19人全員に、胸や首に複数の刺し傷があった。27日までに12人の司法解剖が終了し、10人は負傷による失血死と失血性ショック、2人は腹と背中を刺されたことが致命傷となった。傷の深さから、犯人には明確な殺意があったものとみられる。

8月15日、神奈川県警は園内の東側居住棟1階で、刃物で切りつけたり、突き刺したりして26歳から70歳の女性9人を殺害したとして殺人容疑でAを再逮捕し、横浜地検は19歳の女性に対する殺人容疑については処分保留とした。県警は8月17日午前、Aを横浜地検に送検した。

さらに9月5日、神奈川県警は園西棟の1回と2回で、41歳から67歳の男性9人を刃物で切りつけて殺害したとして殺人容疑でAを再逮捕した（逮捕は3回目）。これで東棟1階の女性10人と合わせ、死亡した19人全員について殺人容疑で立件された。いずれも容疑を認めている。負傷した入所者24人と職員3人の計27人については、殺人未遂容疑などで追送検することを検討している（これまでの逮捕容疑について、横浜地検はいずれも処分保留としている。今後、Aの刑事責任能力を見極めた上で、起訴するかどうか一括して判断するとみられる）。だけれどもこの事件は、現代社会が抱えている深刻な病理現象が表に出た出来事として、私たちは記憶の片隅においておかなければならないであろう。決して忘れてはならない出来事なのだ。

以上がこの事件が発生してからの概要である。次にこの事件が起きるまでの経緯と、その後のネット世界での異常とも思える反応について紹介しながら、私たちに教えることを整理してみたい。

2 被疑者の行動と優生思想

被疑者Aの行為は「障がい者を抹殺」すれば、世界は平和になるという発想であった。それ自身歪んだものだが、驚くべきことに彼は衆議院議長や安倍晋三にも手紙を出そうとしていたし、ツイッターのフォロアーに百田尚樹などの極右人物が含まれている。彼からすれば安倍晋三に連なる人脈は、彼のよき理解者だと思っていたのかもしれない。（少なくとも本人の主観としては）

繰り返すが「戦争は不治の病人を抹殺する絶好の機会である」はアドルフ・ヒトラーの有名な提言である。第一次世界大戦の敗戦国であるドイツは多額の賠償金負担と領土縮小というプライド喪失によって、多くのドイツ人は「支配者民族」の概念に及

ばない人々は思い起こしたくなかったのだろう。障がい者は社会には「無用」であり、アーリア人の遺伝的な純粋性を脅かすため、生きる価値なしと見なされた。実際に第二次世界大戦が始まると、障がいのある人は、ナチスが残酷にも「T-4」または「安楽死」プログラムと呼ばれた殺害の標的とされてしまった。

「安楽死」プログラムは多くのドイツ人医師の協力を必要とした。どの障がい者を殺害するかを決めるために、彼らは施設で患者個人のカルテの内容を調べたという。医師たちは実際の殺害にも立ち会い監督した。宣告を受けた患者たちはドイツとオーストリアの6か所の施設に移送され、特別に設置されたガス室で殺害された。障がいのある幼児や児童も、致死量の薬物注射か飢餓によって殺害された。犠牲者の遺体は「焼却炉」と呼ばれる巨大なオーブンで焼かれた。障がい者を人と思っていなかったからこうした残虐な行為に及んだのだろう。

1941年の市民の抗議デモにもかかわらず、ナチスの指導者は終戦までこのプログラムを密かに続行し、1940年から1945年にかけて、約20万人の心身障がい者が殺害されたという。このT-4プログラムによって、1941年と1942年にナチスが開設したガス室完備の収容所における大量のユダヤ人殺害へ導かれていった。

3 津久井やまゆり荘事件と現代日本および世界

この事件をめぐる、ネット社会ではどのような言辭が飛び交っているのだろうか？現代社会の光の当たらない部分の動向として看過できないなにかがあるかもしれない。私たちからすれば、こんな酷いことをしてかしたのだから、被疑者は相当なバッシングがなされているかと思いきや必ずしもそうではない。ツイッターなどでは彼の愚行に対して賛美の声が少なからずある。

真摯な人には不快感をもたらすかも知れないが、その一部を紹介してみよう。

「よくやったな この世にガイジなんかいないんだよ」「障害者のついでに老害ぶっ殺しといってくれよ」「ガイジを飼育するのに国の大事な税金が使われてるから19キル0デスなんてよくやったと思うで!」「あなたは誠の愛国者だ。」「日本に貢献しないくせに、無駄に金がかかるクズどもを駆除してくれる、あなたのような人が増えてくれればいいけど。。。」「お前最高だぜ!!!日本のゴミを掃除したお前には拍手してあげたいゼイ!偽善者どもは気にするな!お前は世紀の大仕事を成し遂げたんだ!!!すばらしい!!!」

山本農林水産大臣じゃないが、ジョーダンでも言っているいいことと悪いことがある。匿名の掲示板であれ(匿名だからこそ許せないが)、障がい者殺害事件の被疑者の考えに同調したり、共感すること自体が人間の精神的な荒廃をもたらしている。知的障がい者や重複障がい者はケアが大変だから、「安楽死」などの制度を導入した方がいいなどと、どさくさにまぎれてこの時期に書き込むのはかなり心が病んでいる。匿名でしか書かないから無責任なことが平気で書けるのだろう。

「障がい者基本法」では、人は障がいの有無にかかわらず、誰もが同じように基本的人権を享有し、個人として尊重されると書いてある。世界では障がい者に対し、「ノ

「マライゼーション」という、健常者と障がい者の共生が基本である。

だけでも、人間の闇の部分さらけ出すいやな空気が最近の世の中にはある。野田聖子議員の子息は重度の障がい者である。それでも母親の立場から懸命に生きていくことを支えている。曾野綾子はこれを税金の無駄使いだと野田議員を非難していることは一部では知られている。障がい者は無用の代物だという本音をぬけぬけと語っている。「元祖ヘイトスピーチ」である石原慎太郎もこれまで障がい者についての差別的な言動を繰り返している。彼の排外主義的な「シナ」発言も有名だ。石原のお友だちの百田尚樹もそうだが、こうしたタカ派の「文化人」の言動も現代社会の閉塞状況と排外主義に大きな影響を与えている。現代社会がファシズム前夜を彷彿させる状況を生み出しているのは否定できない。私の周囲の若者に、「ブラック企業」を批判しても、一方では世の排外主義的な風潮にどっぷりつかっている事例をよく目にする。21世紀になっても、人間の尊厳は必ずしも認められているとはいえない。この事実の時としてめげたくなるのだが、そうも打ちひしがれてはおれない。

安倍晋三はさすがに総理であるため、表向きにはそうした下劣な言動をしていることは公には聞かない。もちろん現代日本社会の劣化が進んでいるからといっても、そういうことを総理の口から出れば「アウト」なのはいうまでもない。だから安倍晋三の口からはいうことは彼が総理である限りいわないと思う。だがしかし、彼のお友だちには、そうした傾向の人がたくさんいるのである。

今は休養なのか隠遁なのか、余り話題にはならないが、橋下徹元大阪市長の敵を作る手法もまたそうした風潮に手を貸している。まさかの番狂わせでアメリカ大統領になるドナルド・トランプの存在も現在の世界を代弁している。フィリピン大統領ロドリゴ・ドゥテルテもそうである。ヨーロッパでは、「不法移民」の排斥運動も起きている。そのこともあって各国では「極右」勢力が台頭している。

日本でも、近年は「在特会」や「日本会議」といわれる団体の活動が活発になりつつある。「在特会」はそのあまりに過激な行動のため、政府サイドも表向きは批判をして、その輪はあまり広がらないが、排外的風潮の助長には大きく貢献している。厄介なのは安倍政権の中核に入り込んだ「日本会議」の存在である。彼らは、従来の左派や市民運動のスタイルを右から取り入れ、草の根の運動をしている。

表口からはこうしたスタイルで、裏口や影の世界では「朝鮮人、共産党、日教組」というレッテルで攻撃することですてやったりという人物がネット世界中心に跋扈している。ネット世界では今なお権力や支配者に抵抗する人々を、あいつら「鮮人」だとレッテル張りをする。どうでもいいことなのに著名人を在日だとレッテル張りをする。愚かで心の狭い人間が日本には結構いる。

こうしてみると、相模原市の障がい者殺害事件も単なる一人の偏見に満ちた若者の犯した凶行にとどまらない。世の風潮が弱者を追い詰めているという事実見ておかなくてはならない。私たちに与えられた課題は大きく重いものがある。

さくらい よしゆき／研究所理事・事務局長

杉山 直

今年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」とします）が施行されました。この法律は、「働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現する」ことを目的としています。そして、各企業等は女性活躍推進法に基づき行動計画の作成等が義務付けられることになりました。

こうした法律によって、女性が活躍できるようになれば、それはそれで良いことだろうと思いますが、女性活躍推進法は多くの女性たちが置かれている状況から目をそらしてしまうような気がしています。「活躍」するには、「活躍」できる場にいることが必用ですが、この法律は、「活躍」できる場に入りたくても上がることのできない女性のことを、全く無視しているように思うからです（ここでは「活躍」の内容は、とりあえず脇に置いておきます）。

そこであらためて、女性の問題を考えてみようと思った時、飯島裕子『ルポ 貧困女子』（岩波書店、2016年）が目にとまりました。女性の貧困について本書は、「時折、“貧困女子”に注目は集まるものの、彼女たちがなぜ貧困状態に陥っているのか、構造的な問題に踏み込むことはなく、対策や支援に繋がる大きな動きもないまま、今日に至っている。若年男性の非正規化や子どもの貧困などと異なり、女性の問題に注目が集まるのが少ないのはなぜだろう？」と述べていますが、その通りだろうと思います。私などは、女性の置かれた状況に関心をもちつつも、特に貧困状態については、知らないと言わざるを得ません。だから、本書はいろいろと考えさせられることが多くありました。

筆者の女性の置かれた状況に関する無知さはともかく、女性の貧困は隠されてしまつて、可視化することが難しい社会にあるように思います。この点について本書は、「貧困女子」へのインタビューの経験から「家を出て街を彷徨い、夜ごとに知り合う男性の部屋へ行く10代の少女、大学の学費を稼ぐためデリヘルで働く名門大学に通う学生……女性たちの経験は衝撃的なものが多かった。しかしショッキングな内容であるほど、背景にある貧困の問題は、まるで目眩ましにあったように、見えなくなってしまう。メディアで取り上げる『女性の貧困』も……衝撃的な物語が展開されるほど、『女性の貧困』は特殊なものとして捉えられ、個人に起因した問題として処理されてしまう傾向にある」（225ページ - 226ページ）。

本書は、もう一つの理由として、「男性稼ぎ主モデル」をあげています。男性稼ぎ主モデルは、男性が主な稼ぎ手となり外で働き、女性が家事、育児、介護などの家庭内の労働を担うモデルであり、日本型雇用システムでした。男性稼ぎ主モデルからみると、女性のパートなどの非正規労働は「家計補助」のためと映り、問題視することはないだろうと思います。男性稼ぎ主モデルは崩れてきていると言われていますが、そのモデルを型作ってきた社会がもつ「目線」は、なかなか変わっていないだろうと思います。男性からの目線です。この男性目線が、女性の貧困を可視化しにくくしていると思います。

本書は「実家暮らしのパラサイト女性は貧困と違う」という指摘を受けたことを紹介していますが、まさしく男性目線ではないかと思います。ともあれ、本書を通じて、まずは、女性の貧困を見えにくくしているのは、こうした社会的背景がある点に気づくことができました。

それでは本書の構成を紹介します。

序章 女性の貧困とは？

第1章 家族という危ないセーフティーネット

第2章 家事手伝いに潜む闇

第3章 正社員でも厳しい

第4章 非正規という負の連鎖

第5章 結婚・出産プレッシャー

第6章 女性の分断

終章 一筋の光を求めて

見てお分かりの通り、本書は第1章と第2章で家族に注目し、第3章と第4章で労働社会に目を向け、第5章で結婚・出産に関する問題を取り上げています。第6章では、女性活躍推進法によって、広がる女性の分断と二極化について取り上げ、終章では女性の置かれた状況の改革の方向について議論を展開しています。

「貧困」をどのように捉えるのは、とても難しいテーマです。本書は「そもそも貧困とは何なのか？近年、所得の多寡だけでなく、家族や友人などの友人など頼れる人間関係はあるか、教育を受ける機会があったか、健康で社会参加することができるかなど、人や社会との関係に着目して貧困を捉える、『社会的排除』という概念が一般化されつつある」（208 ページ）とし、「とりわけ不可視化されやすい女性の貧困を見る時は、社会的排除概念に基づき、過去と未来の生きづらさ、働きづらさも視野に入れた指標が必須であるように思う」（同）と述べています。そして、「社会的排除の視点を取り入れることで、見えなかった問題が浮き彫りになったり、貧困というタームでは括りきれない、複合的に絡み合っていた状況が明かになることもある。『実家暮らしは貧困なのか？』『“プア充”は貧困か？』（杉山注：「プア充」とはプアであるが生活が充実していることを表す言葉）という問題は、おのずと解決していくのではないだろうか」（208 ページ - 209 ページ）と、社会的排除の視点の重要性を指摘しています。

もう少し紹介すると、社会的排除概念に基づく「過去と未来の生きづらさ、働きづらさも視野に入れた指標」（208 ページ）です。本書の特徴の一つはこうした「過去と未来の生きづらさ、働きづらさ」の視点から、16歳から47歳までのシングル女性47人へのインタビューを中心に事実が明らかにされている点です。ですから、一人ひとりの切実な生きざまがリアルに描かれており、知らなかった事実には驚かされましたし、女性の置かれた状態の新たな捉え方を教えてくれたように思います。

ところで、貧困状態からどのようにしたら脱することが出来るのでしょうか。本書は簡単に解決できるものではないし、「万能な処方箋を出すことができない」（209 ページ）としつつ、本書は社会構造や社会政策を変えるようなマクロレベルと、当事者をはじめとする私たち自身ができるミクロレベルから、脱出の可能性について議論しています。例えば、雇用に関しては男女の賃金格差の縮小、採用における学歴要因の廃止、教育訓練への公的支援など、家族については脱家族をはかるための家賃補助や無利子貸付金制度など、さらには税・社会保障などの個人単位化など。提起される課題は理解できるものの、実現の見通しは難しいというのが正直なところです。そんな感想をもった筆者を本書は励ましました。

「立ち込める雲の中から一筋の光を求めて——誰一人として生きづらさを感じない社会を目指すことをあきらめてはならないのだ」（224 ページ）。

本書を特に男性に読んでほしいと思います。筆者も含め、やはり男性目線で見てしまっていることが多いのではないかと思います。その男性目線について、気づく1冊だろうと思います。本書は、新書版ですから、読みやすいものと思います。

すぎやま なおし／研究所副所長・三重短期大学

私は労働組合の活動はしているが研究者ではない。でも愛労連や労問研とはつながりがあるため、難しいとは思いながらも愛知労働問題研究所発行の所報を精読でなくいつも目を通してしている。といっても所報のページ総量が多くはなくても、学者先生の難解な用語がならぶ本書に目を通すのは結構しんどい作業である。おまけに書くことは苦手である。先日、事務局の櫻井氏から泣きが入った。紙面批評を書いてくれないかと。そんなたいそれたことはできないが、読後感ならということで書くことにした。

第 190 号は、巻頭辞と愛高教の平岩氏による高校再編計画の概要、前田氏の辺野古裁判についての論文とそれに書評も含めて結構中身のあるものであった。

愛高教の先生からは高等学校再編計画の全容が紹介されていた。教育問題は身近な問題だが、我々は進学や就職など俗っぽい問題を語ることが多い。だが知らないところで大きなことが進行していることを知らされた。数年後、愛知県の公立高校は様変わりしているのではと思った。この所報には意外と教育関係の文章が掲載されていない。毎号とはいかなくても、2号に一度ぐらいは教育問題が掲載されてもよからう。

前田定孝氏の「辺野古裁判」については、行政法の専門家らしく難解な用語についていくのは大変だった。判決が出る前からかなり正確にこの裁判の結果の可能性に触れていたのはびっくりした。この論文で目を引いたのは、この「辺野古裁判」の裁判長は多見谷寿郎という人であった。この人の前は、過労死・労災問題に関わった人なら記憶しているだろう。トヨタの内野過労死やデンソー過労鬱裁判や中部電力アスベスト裁判では労働者寄りの判決をしていた人だ。でも千葉から那覇に行き、出世するとともに国の提灯持ちになったのかと思った。

書評は、『内部留保の研究』という分厚い本だった。これは理事の谷江武士先生らが書き上げた労作で、この本への紹介として富田衛津男氏(研究所監事、税理士)の書評であった。正直私はこれだけ分厚い本は読んだこともないし購入したこともない。ただ労作として丁寧に答えているということだけはわかった。

189号についての「紙面批評」は、筆者の「おいたち」「エッセイ」として位置づけるのなら面白いが、紙面についての記述はほとんどなかったが、どうしてだろうか？それでも知的刺激にはなった。月報でもいいとは思うけど、それでは編集部は大変だろうとは思う。隔月がほどほどかなあと思う。それと労働問題研究は生き物だから難しいとは思いますが、労働現場からの生の声がもっと掲載されるべきだと思った。

鈴木富久さんのことは、昔故山下東彦さんから聞いたことがある。鈴木さんも逝かれたことに時代の推移を感じる。労問研のこれからのあり方は、私が当事者の外にいるため難しいことは分からない。しかし、抛り所がまた1つ消えていくとしたら、さみしいものだ。

だいまつ さんすけ 労働組合役員

団体会員紹介⑤

建交労愛知県本部

建交労（正式には全日本建設交運一般労働組合）愛知県本部は、交通関係（トラック、鉄道）、建設関係（建設・重機・生コン・ダンプ）、公務関連（ゴミ収集、学童保育、競艇、保育園のパート職員）などで構成されており、他にもじん肺を中心に労災職業病認定者など雇用関係を持たない労働者で組織されています。主力であるトラック業種では、深刻な人手不足で、長時間労働が蔓延しています。人手不足の要因には、低賃金や不規則勤務なども就職を敬遠される要因にもなっていますが、都会地では免許取得人口の減少もその一員となっています。今回、様々な問題が山積しているトラック業界ですが、重大事故を撲滅させるために建交労が取り組んでいる運動の一端を紹介したいと思います。

最近、トラックの重大事故が相次いでいます。トラックの事故の特徴は、追突が半数を占めていることです。とくに高速道路での交通事故は、ほとんどが追突なのです。追突の原因の多くに、居眠り運転が考えられています。長時間労働がその要因となります。労働基準法の残業の目安基準でトラック運転は除外されています。トラック独自に「改善基準告示」が設けられているからですが、この告示が長時間労働の温床となっています。この規制の一例でいくと、一ヶ月の最大拘束時間は293時間となっているのです。これでは、月間残業時間が、過労死認定基準を超える月100時間以上の残業が可能になってしまいます。さらに最近注目されているインターバル時間（「告示」では“休息期間”という）は8時間以上となっています。ILO 153号条約では、これが10時間以上となっていますが、日本は改善基準告示を策定しているとの理由で、この条約に批准していないのです。また、トラック業界の脳・心臓疾患の労災認定数は、他産業と比べ10倍以上に高いことも問題です。突然、脳梗塞が運転中に発症したら、ノーブレーキで追突していきます。重大事故の何例かは、運転中の脳・心臓疾患とも言われています。いのちを削って日本の物流を支えているトラック運送業界ですが、現在「取引環境・労働環境改善協議会」が各県・中央段階に設置され、協議が進められています。この協議会には、国交省・経産省・厚労省・トラック業者・荷主団体・労組代表者が入っています。労働時間の短縮、トラック労働者の賃金引上げが行われなければ、国民の暮らしを支える物流が止まってしまうのです。脳梗塞や物流梗塞にならないため、長時間労働の是正という課題を圧倒的な国民的の要求として多数派を形成するため、様々な立場の違いを超えて奮闘しています。

文責 建交労愛知県本部 書記長 谷藤賢治

最近の連合の動向と野党共闘

編集部

政治の世界は「権謀術数」であるとよく聞かされたものである。野党時代に厳しく批判していた政策を、政権を握れば手のひらを返したように政策転換をする。TPPがその典型だが、国会でのやりとりを見ていると国会という舞台上で大根役者が猿芝居を演じているようだ。「猿回し」が菅義偉氏で、「お猿さん」は山本有二氏に見えてくるのは言い過ぎだろうか。もう一つ国民全体から見えにくい、判断を惑わせる存在がある。たとえば平和の党を主張してはばからない公明党の存在や、野党だと勝手に名乗っている「維新の党」の存在など最たるものである。これが地方政治になるともっと訳がわからなくなる。

最近顕著なのは地方における連合と野党民進党との関係である。そのいい事例が10月にあった新潟知事選挙であった。この選挙のドラマは柏原刈羽原発再稼働に否定的な泉田知事が地元紙や財界との軋轢から出馬を断念したことから始まる。立候補に名乗りを上げたのは高い目線で有名な建設官僚出身の長岡市長森民夫氏であった。当初は森氏の無投票か圧勝という雲行きだった。ところが公示直前に弁護士で医師でもある米山隆一氏が対立候補として名乗りを上げた。彼は国政選挙には維新の党から何回か立候補しており、原発再稼働にも必ずしも否定的ではない言動もしていたことがある。ところがあるうことか、連合新潟は米山氏推薦はおろか、自主投票でもなく、森氏を支持するに至った。そのおかげで民進党は自主投票となった。ところがその後の展開は皆さんの知るところである。最後は民進党蓮舫代表まで米山氏の応援にやってきた。結果は米山氏が大幅で森氏を破った。だがそのあとまだ喜劇は続いていた。民進党野田幹事長が連合新潟幹部に謝罪までしているのである。

その直後に行われた、東京10区や福岡6区の補欠選挙では野党共闘が成立した民進党候補の選挙活動から連合は召還した。結果は野党候補が惨敗した。これは新潟知事選挙の結果を受けて、連合が選挙運動をしなかったからである。野党共闘の推進には目に見えるあるいは目に見えない障壁があることがわかる。その最大の理由は、連合内の「ある傾向」の労働組合の役割である。

その連合内の最近の動向について触れてみる。連合(日本労働組合総連合会)は我が国最大の労働組合ナショナルセンターである。1989年に総評同盟などの労働4団体を解散させ、闘う労働組合を選別排除させて結成された。1989年結成時には、78産別、組合員数約800万人の組織を誇ったが、2016年2月には51産別、689万0,619人にまで組織後退している。そのもっとも大きな要因は高齢者の退職に若者の新規加入が追いつかないこと、産業構造の転換によるリストラ人減らしの結果と新たな産業内での組合作りや組織拡大が思うよう

にいかないことがあるからである。

2005 年の第 9 回定期大会での会長選挙で、大手産別 UI ゼンセン同盟の高木剛氏に無名の全国ユニオンの鴨桃代氏が挑み、323 対 107、無効票 42 で高木氏が勝ち、新会長となった。鴨氏が高木氏の得票数の約 3 分の 1 となった投票結果は、その不意の立候補以上に波紋を広げた。その後、連合が一応は非正規問題に取り組む契機となった。だが今や連合内にはそうした活力は薄れつつある。

最近では今年になって、全国化学労働組合総連合（化学総連）、は日本化学エネルギー産業労働組合連合会（JEC 連合）との協力関係を解消し、連合からも離脱する方針を固め、5 月 31 日付で連合を離脱した。

JAM の地方の有力単組であったセイコーエプソン労働組合が産別・JAM から脱退し、加盟する連合長野からも脱退した。JAM 甲信傘下の単組は、県内に 73 あり組合員は計約 2 万 1 千人いたが、1 万 1 千人のエプソン労組が脱退したことにより、約半分の組織になってしまった。深刻な事態である。

日本の労働運動史の中でも、様々な「産別からの脱退」が行われてきた。その大きな流れが「路線的対立」と経営側の意思があった。だが今回の場合はそんな高いレベルではない。労働組合の組織が形骸化している現れである。

ところでそうした問題と野党共闘を愛知の場合考えてみよう。当初は日ロ交渉の成果をバックに 1 月解散総選挙の可能性もささやかれていたが、どうも限りなく北方 4 島問題はゼロ回答になるのではどさやかれている。しかし、向こう 2 年以内には必ず総選挙がある。焦点は私たちが、これからどう野党共闘を作り出していくかである。ところがお先は光と闇の交錯である。古い話だが愛知の場合、かつては「民社党」という政党が跋扈し、今でもトヨタや中電の巨大労組をバックに連合愛知が大きな顔をして、民進党内にも大きな影響をあたえている。民進党というよりも全トヨタ労連の強固な基盤である愛知 13 区の F 陣営や 11 区の O 陣営の関係者は公然と野党共闘は必要ないと豪語する。

日本の労働組合が企業内組合をベースに作られてきた以上、グローバル競争の問題点に目をつむり、労働者派遣法の改悪に手を貸したり、原発再稼働を容認したり、企業内での過労死事案に沈黙することはあり得るだろう。ここに日本の労働組合の組織と運動の偏狭さと弱さが表れている。

私たちの前途は必ずしも暗澹たる雲行きだと決めつけるのはまだ早い。確かに困難な場面に私たちはたえず遭遇している。しかし野党共闘に限らず、全国の地方選挙でも逆流を跳ね返す動きは部分的ではあれ生まれている。ほんの少し前には考えられなかった共同が前進している。ささやかな努力の積み重ねこそ、巨悪を揺さぶることにつながるだろう。私たちにとっての希望は、過去にこだわら続けるだけではなく、未来志向でなければならない。

以上覚え書きである。

労働情報この2ヶ月（2016年9月～10月）

- 2016.09.01** ★U Aゼンセン・日本介護シラノトユニオン（NCCU・陶山浩三会長）は8月4日、高齢者虐待に関する組合員の意識を探ったアンケート調査の結果を公表した。虐待の原因を複数回答で聞くと、業務の負担が多い54.3%、仕事上でのストレス48.9%、人材不足42.8%、職業倫理や介護理念の薄れ35.3%がいずれも3割を超えた。…
- 2016.09.02** ★合法化阻止へ市民会議発足 9月末に院内集会 6都市での開催も視野
- 2016.09.03** ★外国人技能実習機関へ監督指導 7割で法令違反発覚 厚生労働省
★愛労連 2017年度第1回評議員会開催 秋季年末闘争方針を確認
- 2016.09.05** ★付加価値測定議論 JAM第18回定期大会で宮本会長 相応利益得るため
- 2016.09.06** ★ストレス検査実施は1割 期限ぎりぎりで実施か 宮崎労働局調べ
- 2016.09.06** ★派遣労働者に通勤費支給を 派遣ネットらが派遣協会に要請
- 2016.09.07** ★厚労省 トラック運送業を相次ぎ送検 36協定破る違法残業 長時間労働の深刻化進む
- 2016.09.08** ★地域別最低賃金 平均823円に上昇 全国で答申まとまる 愛知は845円
- 2016.09.12** ★金属労協 全国社労士会に労災防止と「ブラック企業」対策を要請
- 2016.09.13** ★国交省平成29年度方針 貸切バスの監査態勢強化へ 是正状況を迅速確認
★3組合協力事業承継支援 新潟 協栄信用組合（燕市、池内博理事長）、三条信用組合（三条市、佐藤一正理事長）、新潟大栄信用組合（燕市、八子英雄理事長）で、支援団体として燕、三条の商工会議所や財務省の外局である新潟財務事務所などが参画
- 2016.09.14** ★労働争議が過去最少に 6年連続で前年度減 厚労省集計
- 2016.09.15** ★化学総連 「大手のエゴ」は違う 連合離脱を問われ産業発展へ向けた信念
★岡山県・三菱自動車燃費改ざんの影響調査 雇用調整で対応 46社 解雇・雇止めは計107人に
- 2016.09.19** ★安保法制強行採決1周年抗議・廃止を求める集会全国で。
- 2016.09.20** ★建設現場のメンタルヘルス対策を強化。建災防が「無記名ストレスチェック」推進へ★全国に非正規待遇改善センター新設・同一労働同一賃金実現へ 厚労省・29年度
- 2016.09.22** ★トラック事業の長時間労働削減 パイロット事業が41地域でスタート
レズ（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害）の頭文字を取ったLGBT＝性的マイノリティが職場に8%存在——連合調査 20～59歳の有職者1000人（男女それぞれ500人）に自認
★実習生に日本語研修 期間途中での帰国防止へ 静岡県・全国初
- 2016.09.23** ★直雇用非正規に賃金表を JCMが考え整理 第3次賃金・労働政策で
- 2016.09.25** ★36協定の規制見直しへ 「仕事と生活の調和」目指す 厚労省が検討会
- 2016.09.26** ★164万2千人達成 U Aゼンセン組合員
- 2016.09.27** ★約7割の事業所で日雇派遣継続 厚労省調査 例外的に認められた方法により日雇派遣を継続している事業所が68%に上ったが
- 2016.09.28** ★付加価値の循環運動加速へ 自動車総連 9月末にフォーラム 経営者・国・生産性本部と★愛労連組織拡大交流集会
- 2016.09.29** ★東京商工会議所は、「東京都の防災・減災対策に関する要望」をまとめた。

中小企業BCP（事業継続計画）策定率向上のための優遇措置を導入するよう求めている。

2016.09.30 ★育休後の職場復帰を望む企業が増加 アイデム調査

★ UA ゼンセン日本介護クラフトユニオン（NCCU・陶山浩三会長）は、「介護労働問題ホットライン」を開設する。11月11日の「介護の日」にちなんで実施、

2016.10.01 ★機能安全で点検緩和 ボイラー規則改正へ 厚労省・来年4月から

2016.10.02 ★勤務間の休息时间 導入企業を支援へ 厚労省補正予算

2016.10.03 ★受注者が労働環境を報告 6億円以上の工事で 下請や再委託業者も対象 愛知県・公契約条例

★今年3月の高校・大学卒業者82人が内定取消しに。厚生労働省の平成27年度調査で明らかに。うち大学生2人の内定を取り消した1社の企業名を公表している。内定取消は、32事業場82人で、前年の29事業所60人を上回る。

2016.10.10 ★正社員転換へ実践プログラム 厚労省29年度・教育訓練を開発

2016.10.11 ★建設業の社保加入 未加入労働者の入場拒否へ 29年4月から日建連方針

★厚生労働省は、雇用保険の積立金残高が6兆円台と高水準で推移していることなどから、基本手当水準や保険料率などの見直し検討に着手した。

★政府が課題視する長時間労働抑制について、日本労働弁護団の棗一郎幹事長は、「労働時間管理簿」の作成を全事業者に義務付ける考えを公表、労基法の改正規定を「私案」として発表した。

2016.10.12 ★戸田建設㈱と施工図面作成の業務委託契約をしていた男性が過労死したため、遺族が労働者性や安全配慮義務を認めるべきとして同社を訴えた裁判で、宇都宮地方裁判所（吉田尚弘裁判長）は、原告の主張を受け入れ、約5140万円の損害賠償を命じた。

2016.10.13 ★家政士検定スタート 調理・掃除技術を評価 日本看護家政紹介事業協会

★取引の上で値引き要請を受けた中小企業が過半数に及び、そのうちの8割以上が何らかの形で受け入れている——全国の中小企業4450社から有効回答を得た連合の調査で分かったもので、作業工程の工夫・見直しやさらなる下請けへの転嫁、従業員の賃金・一時金の引下げなどを行いながら苦境を凌いでいる実態にある。仕入れ単価上昇を問題視する企業も約5割あり、コスト増を価格に転嫁できない中小企業像が浮き彫りになった格好だ。300人未満または資本金3億円未満の中小企業2万社を対象に実施（昨年10月）した調査の最終報告。

2016.10.13 ★ジニ係数でみた所得格差は若干減少に——厚生労働省がまとめた「平成26年所得再配分調査」（3年ごとに実施）によると、世帯単位でみたジニ係数（所得の均等度指標）は、0.3759となり前回調査比0.0032ポイント縮小している。

★愛知高齢者大会 名古屋市公会堂にて

2016.10.14 ★荷主都合の手待ち時間削減 指針作成し長時間労働是正へ 厚労省・国交省

★自動車総連（相原康伸会長）は9月28日、東京都内で「政策推進コンベンション2016」を開催し、年末に向け加速する来年度税制改正に向けた自動車総連の取組み事項を再確認、各級議員への働きかけを強める意思統一を図った。

2016.10.15 ★費用不足で労災懸念 経費率のアップ求める 全建・除雪業務を調査

2016.10.16 ★厚生労働省はこのほど、「介護離職防止支援助成金」を新設した。介護支援プランを作成・導入し、円滑に介護休業取得に結びつけて職場復帰を図った中小企業に、

対象労働者1人当たり60万円を助成する。介護のための時差出勤制度などで一定期間の利用者が生じた場合にも同じく30万円助成する。アベノミクスの重要政策の一つとなっている「介護離職ゼロ」の実現をめざす。…

2016.10.17 ★正規-男性の年間給与 539 万円に――国税庁・27 年民間給与実施

★法政大学大原社研とILO駐日事務所共催のシンポジウムが10月4日に東京で開かれ、今年の第105回ILO総会に出席した日本の政労使代表が総会討議の模様などを紹介した。

2016.10.18 ★東京都労働委員会（房村精一会長）は、外国人労働者が加入する労働組合との団体交渉が日本語で行われないことを理由に途中で交渉を打ち切った国立大学法人東京学芸大学に対し、不当労働行為を認定した。同法人が日本語での開催に固執し、団交時の使用言語に関する労使の合意形成に向けた努力を怠ったとして、正当な理由のない団交拒否と判断した。団交ルールに関する団交が申し込まれたときには、日本語での交渉に固執せず、誠実に応じるよう命じている。…

★在留資格「技能実習」における外国人不法残留者数が6244人に増加。法務省の集計結果で判明したもので、6カ月前との比較では5.8%多くなった。平成28年7月1日現在の全体の不法残留者は6万3492人で、前回調査（同年1月1日時点）より674人、1.1%増加している。

★違反常習企業へ特別事情聴取 下請法の遵守へ 中企

★教育の履歴記録を 産廃業者に講習会 江戸川労基署

★名古屋革新市政の会定期総会 来春予定の名古屋市長選について論議 労働会館

2016.10.19 ★厚生労働省がまとめた「平成28年版労働経済の分析～誰もが活躍できる社会の実現と労働生産性の向上に向けた課題～」(労働経済白書)によると、日本がOECD諸国と比較して労働生産性に後れを取っている実態を明らかにしている。今後、日本企業は「人的資本の上昇率」の向上に力を入れるべきなどとした。…

★大阪労働局（苧谷秀信局長）は、違法な長時間労働を行わせたとして、飲食業大手のサトレストランシステムズ(株)（大阪府大阪市）および同社部長と4人の店長を労働基準法第32条（労働時間）違反などの疑いで大阪地検に書類送検した。大阪府内の店舗で、36協定の限度時間を超えて1カ月当たり最長111時間の時間外労働をさせていた。

2016.10.20 ★厚生労働省は、開催中の臨時国会に、公的年金制度の財政基盤及び最低保証機能の強化等のための国民年金法改正案を提出した

2016.10.21 ★広島労働局（内田昭宏局長）は、平成27年に管内の8労働基準監督署が実施した外国人技能実習生を雇用する事業場への監督指導結果を公表した。対象の376事業場のうち、74.5%に当たる280事業場で労働基準関係法令違反が明らかとなった。

★自動車総連は9月29日、自動車産業全体の底上げを目的としたフォーラムを東京都内で初開催した。完成車メーカーや部品・販売・輸送の業界団体に国と日本生産性本部も加わり決意を確認し合ったもので、雇用維持に不可欠とみる年間国内生産台数1千万台達成に向けた各々の取組みを共有した。生み出された付加価値を産業内に適正に循環させる取組みに着手した自動車総連の相原康伸会長は、日本自動車工業会が近く策定する取引計画が自らの取組みと親和的であってほしいとややけん制気味に注文した。…

★兵庫県 時短労働者の代替要員の賃金助成 女性活躍推進で

★非課税限度額の上限引上げ要望 チェーンストア協会

★日本平和大会 in 三沢 (～22) 野党関係者もあいさつ

2016.10.24 ★解雇の金銭解決について厚生労働省の検討会第9回の開催当日(10月12日)、4人の委員を送り出している連合は、同省本省前で委員らを激励する集会を開催した。

2016.10.25 ★埼玉県は、不要な下請次数の抑制に向けた「重層下請改善工事(試行)」を今年10月から開始。3次以降の下請を使う場合、公契約の受注者に理由書の提出を義務付ける。過度な重層化を防止することで、下請企業で働く労働者の労働環境改善をめざす。
★厚生労働省は、「過労死等防止対策白書(平成28年版)」を初めて作成した。過労死等防止対策推進法に基づくもので、構築したデータベースを活用して実態の分析を進めているとしている。

★愛知社保協、秋の自治体キャラバン始まる(～28))

2016.10.26 ★経済同友会は、「未来への希望を拓く税制改正」と題する報告をまとめ、配偶者控除の廃止、在職高齢年金の見直しなど、就労促進のための税制案を提言した。

2016.10.26 ★マンション建設 建設業で年次有給休暇の取得状況が改善していることが、全国建設業協会(近藤晴貞会長)が実施したアンケート調査で分かった。年間取得日数4日以下の企業割合が大きく減少し、10日以上企業が aumentando。

2016.10.27 ★連合および連合総研による労働組合費調査の結果がまとまり、単組の場合で見ると、一人当たりの平均月額(加重平均)は順に、正規従業員5023円、フルタイム非正規2092円、短時間非正規1301円となった。

2016.10.27 ★朝型勤務で残業減少 伊藤忠が事例紹介 働き方シンポジウム

2016.10.27 ★無期契約転換へハンドブック作成 導入手順を紹介 厚労省

2016.10.27 ★2労基署が同時送検 死亡災害起こした産廃業者を 奈良

2016.10.28 ★ストレス検査「実施済み」は3割 「予定なし」の事業場も 香川労働局

2016.10.28 ★UA ゼンセン(松浦昭彦会長)は、「化学産業政策」を策定した。産業の健全な発展や地位の向上をめざすもので、そこに働く仲間の雇用と労働条件の向上につなげるのが目的としている。

★高浜原発老朽40年廃炉要求裁判 名古屋地裁

2016.10.30 ★厚生労働省は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックをにらみ、日本の受動喫煙防止対策をオリンピック開催国と同水準にするため、サービス業や事務所(職場)、ビルなどの共有部分を「原則建物内禁煙」としたうえで、違反した場合については施設の管理者や喫煙者本人に罰則を適用する方針だ。現行の努力義務から大きく舵を切った形となる。...

2016.10.31 ★大阪労働局(苅谷秀信局長)の「過重労働撲滅特別対策班」(通称:かとか)は、複数の労働者に労使協定を超える違法な残業を行かせたとして、大手飲食業サトレストランシステムズ(株)と同社事業推進部長および店長4人を労働基準法第32条(労働時間)、第37条(時間外、休日及び深夜の割増賃金)違反の容疑で大阪地検に書類送検。

2016.10.31 ★経団連と東京経協が共同で実施した2016年3月卒の決定初任給調査によると、大学卒の水準は事務系21万3,892円、技術系21万3,677円、高校卒・現業系は16万8,230円だった。対前年引上げ額は順に1,338円、1,443円、933円となっている。

研究所 だより

☆ 2016 年 11 月 15 日以降の活動・集会予定など

11 月 17 日(木) 愛労連秋の地域総行動

11 月 23 日(水) 過労死防止シンポジウム

12 月 4 日(日) 春闘討論集会

12 月 17 日(土) 労問研第 4 回理事会 (兼所員会議)

2017 年

1 月 06 日(金) 新春名古屋駅ミッドランド前宣伝

1 月 07 日(土) 新春刈谷駅頭宣伝行動 地域代表者会議 新春大学習会愛労連旗びらき

1 月 23 日(日) 愛労連臨時大会

☆寄贈された書籍、購入書籍他

合田寛『パナマ文書とオフショア・タックスヘイブン 改革は可能か』

森絵都『希望の牧場 (いのちのえほん 23)』

雑誌『経済 12 月号』特集「不正・格差と企業の社会的責任」

★閑話休題 ここに来て深まりゆく秋を実感します。今年も 50 日を切ってしまいました。そろそろ 10 大ニュースのささやきが聞こえてきそうです。世界ではイギリスの EU 離脱にアメリカトランプ大統領出現があがるでしょうか。国内では参議院選挙で改憲勢力 3 分の 2 を占めるなんてあげたくない話題もあります。しかしここにきて安倍暴走政治に抵抗する視力はよく頑張っていると思います。反攻のきっかけを作りたいです。前号で公表した労問研のあり方プロジェクトの提案は、大きな異論はありませんでした。したがって、基本案は 12 月 17 日開催予定の理事会に提案します。

★すでに関係者には連絡していますが、研究所のメールアドレスを変更しました。

aichiromonken@gmail.com できる限りこちらのアドレスを使用してください。

★研究所では、廃棄する資料雑誌や保管していた所報などは PDF 化をすすめています。保存状況については事務局までおたずねください。

★今回 191 号も皆さんの協力によって発行することができました。感謝感激です。引き続き、原稿依頼などよろしくお願いします。 文責 事務局編集部

*「所報」第 191 号(隔月刊) / 発行日 2016 年 11 月 15 日

*発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所(略称): 労問研)

*〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-3 労働会館 304 号

*Tel/Fax 052-883-6978 E メール aichiromonken@gmail.com

*HPERL <http://www.roren.net/romonken/>

*研究所会費(年)個人 6000 円 団体 1 口・12000 円 読者会員 1200 円

*収入のない院生割引あり。要相談。郵便振替 00860-6-80604 愛知労働問題研究所

*三菱東京 UFJ 銀行・金山支店・普通口座 1368019

*お願い: 引き続き研究所の財政を支えるために、第 15 期・2016 年度の会費納入がまだの方、協力・納入をよろしくお願いします。m()m